

シャローム

第24号

おおみや

発行…埼玉県社会保険労務士会 大宮支部 広報部 発行日…平成22年2月1日
ホームページアドレス <http://www.sr-omiya.net>

新春講演会・新春賀詞交歓会

平成二十二年一月十九日、「ラフレさいたま」に於いて、新春講演会・新春賀詞交歓会が開催されました。志麻かの子様による「好感度を高める会話法」と題した講演を、とても興味深く拝聴し、言葉遣いの大切さを学びました。その後、引き続きご来賓・講師を交えての新春賀詞交歓会が、和やかに行われました。花が咲き、お年玉くじなどもあり、大いに盛り上がりしました。



新年あけましておめでとうございます



埼玉県社会保険労務士会
大宮支部長
石倉正仁

大宮支部会員の皆様におかれましては、健康やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。また、大宮支部会務につきましましては、皆様大変ご指導ご鞭撻を賜り深く感謝申し上げます。

さて、昨年は、引き続き経済不況の中、我々社会保険労務士の業務におきましても厳しく、多忙な一年であったと思えます。特に雇用調整に関しては、相談指導、助成金の手続きと息つく暇もないくらいの業務量であったのではないのでしょうか。また、労働基準監督署に持ち込まれる申告事案も、賃金未払い、残業代の未払い、不当解雇など、労働基準法違反の事案が多く見受けられるような一年でありました。一方、社会保険業務においては、年金記録問題については解決には程遠い状況ではありますが、年金グループを中心として会員の皆様には、社会保険事務所における委託業務などは、大変ご尽力を賜りました。

また、総務部管轄ではありますが、年金記録確認埼玉地方第三者委員会についても多くの会員が業務にあたっていたかと思います。

このような状況の中、大宮支部では各部を中心として順調に会務を遂行させていただきました。運営改善委員会を立ち上げさせていただきました。支部の、そして会員の未来に向けてより良き方向について協議していただきました。私から請問をさせていただきます。

いた訳ではありませんが、「支部事務所設置について」「支部の分割について」「支部会費の値上げについて」の三点については、答申案が挙がってまいりました。これらの件につきましては、更に議論を深め、来年度には結論を出していきたいと思っております。例会でもお話をさせていただいておりませんが、私の理念は、「会員にやさしい支部をつくる」ということあります。このような観点から、是非、会員の皆様には活発なご意見、ご提言をお願い致します。

本年は、日本年金機構の発足に伴い全国社会保険労務士会連合会が委託を受けた、年金相談センターの業務委託が始まります。また、埼玉県社会保険労務士会が運営するADR機関である紛争解決センター埼玉の認可も下りる運びとなり業務が始まります。益々我々に求められる職責は重くなり、高い倫理観の必要性を感じます。会員の皆様には是非、今一度「社会保険労務士倫理綱領」を確認していただき日々の業務にあたっていただけにとどまらず、結びにあらわして、本年も皆様にとりまして、素晴らしい年となりますことをご祈念申し上げ、年頭のご挨拶と致します。本年もよろしくお願い致します。



運営改善委員会報告および会員討論会

運営改善委員会答申案報告する

十二月十六日(水)午後三時二〇分より、また、本市産業振興会館において運営改善委員会報告ならびに会員討論会を行いました。

出席会員数 六六名

最初に石倉支部長から、支部活動運営についての経緯と現状に関する報告および、運営改善委員会報告へ支部運営の改善に向けた諮問を行った理由についての説明がありました。

続いて、長谷川運営改善委員長より、運営改善委員選任方法および、同委員会の活動方法とその内容について説明があり、同委員会における検討結果の概要報告のち、

(一)支部事務所設置については、「必要であり早急に設置すべきものです。」
(二)支部分割については、「現状、支部分割を行う特徴の必要性はありません。」
(三)会費値上げについては、「事務所設置の如何にかかわらず、必要です。」
とする答申案、および、必要会費納入方法、会員への情報提供方法に関する提言(案)が示されました。

続いて、運営改善委員会より、同委員会の各検討調査グループにより、支部役員の業務量調査結果、最近分割した浦和・朝霞、春日部・越谷の各支部会員に対するアンケート調査結果、支部事務局を持つ千葉県内三支部への聞き取り調査結果、事務所設置に関する費用調査結果が報告されました。

また、この調査結果により、役員の負

担が大きく、その業務内容の一部は事務所の職員等への移管が可能であること、また、会員の個人情報管理のためには、個人情報役員個人の管理から分離すべきであること、大宮支部内の交通連絡網は、最近分割した他支部より良好であること、行政機関のほとんどがよいであり、

市北部に集中しており、分割による社労士業務上のメリットが見込めないこと、事業所上のメリットを最大限活かすこと、のほがが支部にとって財産になること、事務局を設置した場合のメリットや千葉県会三支部の運営状況など上記答申(案)提示の理由となったこと、また、平成十二年に諮問・答申された「事務局設置検討委員会」答申により事務局設置は必要当時の会員数は一九〇名であるとの総会報告を受けた経緯があり、この問題は、古くて新しい問題である旨の報告がありました。

続いて質疑を行い、最初に、A会員より問題提起が述べられました。
(一)事務所を設置し、事務職員を雇用すること、人事管理などの、使用者責任が発生し、役員の負担はかえって増加するのではないかと。
(二)会費の値上げによって、未納者が増える可能性があるのではないかと。
(三)本示された、支部の現状に、対応する本日には、支部事業の縮小、役員当番制、他支部との合併といった方法もあれば、ないかと。

(四)景気低迷の中、どの企業・社労士事務所等も事務所経費の削減を図っている動向に、反することはないのか

次々と手を挙げられる会員皆様から左記のようなご意見をいただきました。

B会員：数十年前に役員をされていたが、その時は時代が違っ、事務局を設置し、負担の公平化を図るべきである。

C会員：スケールメリットを活かし、支部運営を行っていただきたい。

D会員：基本的に賛成だが、会費値上げ幅をもう少し圧縮することはできないか。

また、E会員より、支部分割をしないとする論拠が占められていないとの意見が出され、この件について、再度運営改善委員長より、また市と上尾以北に分割した場合の想定」の結果、やはり分割した場合には、将来の支部運営に問題がある旨の追加報告がありました。

最後に、アンケートに記載いただき、今回の質疑内容ならびにアンケート結果を、答申とともに支部長に提出することを出席会員に報告し、最後に支部長より運営改善委員会の答申および、本日の会員の方々のご意見を慎重に検討しながら、支部長なりの考えをまとめ、理事等が十分検討してもらう方向で、支部運営改善に向けて努力していく旨の方針が示され、午後四時五十分閉会しました。

運営改善委員会答申を報告して

五月より定例会において支部長が毎回報告し、九月より運営改善委員会から定例会で報告を行い、また地区懇談会で報告・意見交換を行っていることもあり、運営改善委員会の趣旨説明を会員皆様は正當に評価していただいていると感じております。

参加者皆様から多くのご意見を承りました。

景気低迷の時代、このような会費値上げについての答申をすることは、会員皆様の反感をかうことは致し方が無いと思っておりますが、一木を見て森を見ずとの意見がなかったことに対して、改めて社会保険労務士の見識の高さが伺えたものと思っております。

会員皆様のおかげで、何事も無くスムーズに終了することができましたこと、改めて深く感謝申し上げます。

運営改善委員会も最初から方向性が一つにまとまっていたわけではありません。審議を重ねるうちに、全員の方向性が一致していったものです。

今回のA会員からの問題提起も当然ながら審議を行う中で、委員会内で採っており、その上で、事務局設置は必要であり、会費値上げも必要との答申になつてい

ことは皆様ならばすでにお気づきのことと思っております。

今回ご説明した答申につきましては、支部ホームページに掲載する予定にしておりますので是非ご覧下さい。

運営改善委員会

委員長 長谷川祐司
委員 香川 忠成
委員 越智 光生
委員 水出 祐子
委員 渡邊 紀子
委員 高野 博道
委員 張本 武仁
委員 村岡 保昌
委員 吉澤 茂雄

考えるヒントがいっぱい

（大宮支部公開講演会体験記）

浦和支部 鈴木 豊子

大宮支部の皆様

昨年十一月十七日、プラザノースで開催された大宮支部の公開講演会に参加して明治大学の遠藤公嗣先生の講演を拝聴させていただきました。「よそ者」の私なのに、こんなに有意義な講演がタダで聴けて「ラッキー！」と思つて帰ろうとしたその時、かねてより自主研で懇意にしていた大宮支部のH御大に呼び止められ、「感想文書いてきて」と宿題を出されてしまいました。家訓である「タダほど恐いものはない」とはこのことであつたかと思いつつ、借越ながら感想を書かせていただく次第です。

遠藤先生は諸外国の労働紛争解決システムについて研究なさっています。日本の現状と照らし合わせて、わが国の個別労働紛争の解決策などについて提言していらつしやいました。今後の社労士の進むべき道についても示唆に富んだ内容だったと思います。日々の業務に関する勉強で手一杯の私としては、諸外国のことまでとても勉強できませんので、興味深く聴かせていただきました。

各国とも個別労働紛争が増加して、労

働組合の組織率が下がっているというところは日本と共通点があります。しか

く、個別労働紛争の解決システムは大きく違いますが、英、独の場合には労働紛争専門の裁判所があり、そこで迅速に処理されます。また、アメリカもそうですが、NPOなどの相談組織が活発で、しかも労働者の相談にのるNPOに対して、大企業の財団などからも寄付があり、公的資金も含めて活動資金がしっかりとあるそうです。企業が労働者側のNPOに寄付をするなんて、日本では考えられませんが、遠藤先生は強調されています。確かに、経団連の会長のお膝元の会社で、偽装請負だの派遣切りだのが平気で行われていたのですから、かの地とは多分経営者のメンタリティーが違うんだろうなあと私は思います。宗教的、歴史的背景などが影響しているのだと思います。昨年の野川忍先生もそうでしたが、大宮支部の公開講演会は、私にいつも様々なことを考えるヒントを与えてくださいます。今後も末永く続けていただきたいと願つております。石倉支部長をはじめとして、関係部署でご尽力された皆様に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

ソフトボール大会に参加して

望月 厚子

十一月二十一日、雲ひとつない青空の下、県会ソフトボール大会が開催されました。

我が大宮支部は豪腕！の石倉支部長がピッチャーでプレイボール。

一回戦は強豪の浦和支部と戦い、健闘実らず敗れ、敗者復活戦では越谷支部と接戦の末に惜しくも敗れました。

お昼には皆でお弁当を頂き、午後は他支部の応援と審判員を務め、試合をサポート。

ソフトボール部員を中心に、投げて、守って、打って、走って、応援して……と汗を流しながら大奮闘。

県会ソフトボール大会の特徴は「誰でも参加」できること。声振り絞り応援していた女性陣も代打、代走で大活躍！残念ながら優勝は逃しましたが、大宮支部は「応援賞」を頂きました。

日頃の運動不足？解消。支部会員との交流もでき、本当に充実した一日でした。選手の皆様、応援団の皆様、厚生部の皆様、本当にお疲れ様でした！来年はぜひ優勝して勝利の美酒に酔いたいものです。

【県会ソフトボール大会の結果】

- 優勝 川越支部
- 二位 熊谷支部
- 三位 川口支部



「食」について考える

武田 香代

我が家には、食べ盛り？伸び盛り？の二人（中学2年・高校1年）の子供がいる。そんな成長期真只中の家族がいる毎日の食卓というと、簡単にスビーデーに出来るいわゆる手抜き料理が大半を占める。この夏、そんな毎日の食卓について考えさせられる出来事があった。子供の宿題課題に「一週間の食事調査」と題し献立を記載した。目的は身近な食べ物を見直し、食料自給率の向上だ。

近年、食料自給率は低下し続け、食への関心を高め食料自給率向上のために、マスメディアなどでも盛んに取り上げられ、学校教育の場においても例外ではない。食料自給率が低下した大きな原因として、食生活の変化にある。惣菜や冷凍食品といった調理加工された便利な食品の需要が増え、外食する機会も増えた。また、米の需要が減る一方、小麦を主原料としたパスタやうどん、肉や脂を使った料理がたくさん食べられるようになった。とはいえ国内の現状をみても、日本は国土が狭く人件費が高いこともありコストがかかり過ぎる。その結果、先進諸国の中でもダントツの6割もの食糧を輸入に頼っている。これは2位のイギリスの2倍にあたる食糧輸入額であ

る。もし、このまま食料自給率が低下し続け、異常気象や温暖化により外国の食糧生産量が大きく減少し、輸入がストップしたとしたら、この日本でも多くの餓死者がでるのでは？今も世界中の国や地域では食糧難により、飢えで苦しんでいる人たちがいる。そんな人々と食べ物に分けあたえるとしたら……

50年後には世界の人口は1.5倍になり、食糧危機はますます深刻な問題になるだろう。それを打開するためのキーワードが食料自給率。身近な食べ物を大切に、地元でとれた旬な食材を日々の食事に活かして、日本の気候風土にあった米を中心とした食事をする。これによって農業の活性化につながり、農地の有効活用もできる。旬な食材は身体にも環境にも優しい。

今年は新型インフルエンザが猛威を振り、ワクチン接種の優先順位が発表された。このままいくと予防接種はいつ受けられるかわからない。せめて、毎日の食事で健康でバランスのいい食生活を心がけ、体力だけは付けておきたいものである。息子にしたい有名人プロゴルファーも言っている。食料自給率の高い人は強い人である。我が家の目標に「自給率UP」を掲げた。

成年後見業務に関連して、厚生労働省に一言

前田 新太郎

平成二十一年十一月、朝霞市地域包括支援センターの依頼と、さくらま家庭裁判所の紹介により、八十二歳になる男性の成年後見人を委任しました。本人は朝霞市の特別養護老人ホーム「以下「特養」といいます」に入居していましたが、脳梗塞の発作のため、救急病院に緊急搬送され、一命は取り留めたものの、後遺症のための重度意識障害で植物状態です。病状改善の見込みがなく、現在は新座市の病院に入院中です。

老齢年金額は月額八万円程度でしたが、特養入居中は入居費用を支払っても多少の金額は残りました。しかし、入院中の現在は、月額五万円程度の支出超過に陥り、預金が百万円程度しかないです。今後、転院手続き、生活保護申請等の法的保護が必要ということになり、成年後見制度の利用ということになりました。

私も、生活保護申請を念頭に、入れながら、就任時事務を行いました。が、社会保険労務士です。まずは年金調査です。男性にしては年金額が低すぎるとして、年金加入記録調査に入りました。年金加入記録の空白は、約十二年分に及びましたが、本人は植物状態。成年後見開始審判の申立人である、八十五歳の姉も軽度の認知症ということで、なかなか確認が

できません。しかし、姉のわずかな記憶と、過去の履歴書などから某大手自動車メーカーに勤務していた七十二年分については確認でき、統合および再裁定手続きを行いました。

増加する年金見込み額は年額四十六万円、時効特例法分も含めて遡及額は一千万円を超えそうです。どうやら、生活保護の申請はしないで済みそうです。ところが、これからが問題です。社会

保険事務所の話では、年金記録の統合・再裁定請求をしても実際に年金額の改定が行われるまで一年半、五年の遡及分支払いまでさらに六か月、時効特例分の支給までにはまたこれから、六か月程度かかるということでした。合計二年六ヶ月かかるということです。

社会保険庁から日本年金機構への移行期であるとしてもいかに事務処理期間が長すぎます。年金に精通した職員の増員は難しいとの見解も聞きました。が、到底納得できる期間ではありません。私たちも、県会・連合会・政治連盟を通じて厚生労働省・厚生労働大臣にこの事態の早急な改善を求めるべきであると痛感しています。

行政協力の現場から (石綿障害防止総合相談員の場合)

大杉 明子

埼玉労働局労働基準部安全衛生課、そこに私のデスクがあります。

労働基準部の中でも、そこは「風変わり」で、「クレデリ」「クレレン」「デリック」の略や「玉掛け」「対象物をクレデリに吊す業務」や「建荷協」「けんきにきょう」建設荷役車両安全技術協会「クレデリ」や玉掛けの技能講習等実施機関など、普段の社労士業務ではあまり聞かない言葉が飛び交っています。

そういう電話をそれぞれの専門官に繋ぎながら、石綿相談員の業務は行われています。

「石綿」アスベストそれは、昭和中期に「奇跡の鉱物」と呼ばれ、建築物はもとより、ありとあらゆる産業で広く使われてきた物質ですが、その危険性が唱えられるのはあまりに遅すぎました。

結果、危険性を知らないまま石綿取扱作業に従事していた昭和の職人さんたちが、肺に爆弾を抱えたまま老後を過ごすことになってしまいました。

石綿関連疾病の特徴は潜伏期が長いことです。作業中に曝露してから30年、40年経って発病するケースが後を絶ちません。

同時に石綿関連疾病の労災認定件数は急カーブで増え続けています。

疾病が蔓延したというセンセーショナルな事件も記憶に新しいことと思います。

石綿相談員の仕事は、石綿に曝露した経験のある労働者の離職後の健康管理です。石綿関連疾病の予防、早期発見のために半年に一回の健康診断を実施しています。「石綿健康管理手帳」を所持していれば、この検診を無料で受けることができます。もちろん、この手帳の交付作業も相談員の仕事です。

支部の皆さんも「一般換出金」の制定で石綿の被害の甚大さを改めて意識したのではないのでしょうか。石綿を一切取り扱わない事業者にも負担を強いるのはおかしいとの声はありますが、今生きている私たちは必ずどこかで、昭和の石綿産業の恩恵を受けています。

私は相談員の仕事を通して、後世に生まれた者として日本の「いま」を築いて下さった方々に感謝の気持ちを届けたいと願っております。



マンシヨン管理組合奮闘記

大宮支部 栗栖 吾郎

今年の五月に、二年間務めたマンシヨン管理組合の理事長の役目を無事終えた。この二年間は、様々な問題が発生し、正に激動の二年間であった。マンシヨンという特殊な環境の中で、住民の意思の疎通を図ることの苦勞は並大抵のことではなかった。

当マンシヨンは、一階が十一世帯、二階及び三階が各十二世帯、四階が七世帯といういわゆる低層マンシヨンである。役員は輪番制にて回つてくるが、四階は世帯数が少ないためすぐに役員となつてしまふ。

私は四階に居住しており、案の定入居後すぐに役員が回つてきた。その時は、内容がよく分からないことを理由に、かなりサボリ気味であったが、今回はそうはいかない。以前に取得したマンシヨン管理士の資格を駆使し、今度こそは、貢献しようと思つてお引き受けした。

しかしマンシヨンの住民は様々だ。ゴミをあちこちに捨ててしまふ人、無断駐車を重ねる人等々、トラブルの元凶はすべて管理組合となつてしまふ。四人の理事で、毎月一回行われる理事会にて問題を提起しあい改善策を検討されたが、中々うまくまとまらない。資格もなく役立たずだ。

そこで、一階から四階までの各フロアで起きた問題点を、その階の理事を中心として取り組むこととした。やはり、一つの問題を全員で取り組むよりはずは、そのフロアののことを、より詳しく者が、双方の言い分をヒアリングすることがベストで

あるからだ。これが功を奏し、トラブルを少しずつ改善することができた。

ところがある冬の日、一人の高齢の居住者A氏が、管理組合に苦情を申し立ててきた。内容は、三階からの騒音が連日うるさく睡眠不足に陥つてゐる、とのことであつた。

A氏は、四階の人だったので私と、三階の理事のN氏が、この問題に対応することになった。

まずは、当事者のヒアリング。お互いの言い分は、自分が被害者だと言うことで、一向に埒が明かない。ただ、よく考えると、騒音は上から下に響くのが普通で、どうもA氏の言っていることは、つじつまが合わないし、理解できないことも多い。なかなか問題も解決しなかつた。そこで、A氏は一人暮らしだったので、地元の民生委員も巻き込み、また、離れて済んでいる家族にも、状況を説明し、動向を注視すること、ようやく決着した。ここでも、機転を利かし活躍していただいたのが、理事のN氏だった。

私は、このN氏のまごころを込めた対応のすばらしさに人間のある方々を学んだ。N氏は一歩下がった立場で、話をとことん聞き、必ず良い方向に導いていった。私が二年間意欲なく務められたのも、N氏の存在があったからだ。今となつては本当に感謝している。

私はこの二年間の体験を通じて、人間関係の難しさと、有り難さを学んだ。本当にかけがえのない二年間だった。(本音を言えば、早く戸建てに引っ越してこの管理組合生活から脱出したい...)。

「咲いたまつりの年金・労働相談」

吉田 桜子

平成二十一年十月にさいたま新都心で催された咲いたまつりの年金・労働相談に参加させていただきました。

当日は風が強いながらも好天に恵まれ、多くの方が相談ブースへ足を運んでくださいました。

年金に関する相談が大半を占める中、ご主人の賃金不払いを心配される女性など厳しい雇用情勢をうかがわせる相談者もいらっしゃいました。

相談者は咲いたまつりの途中でふと立ち寄られたような方ばかりです。特に資料があるでもなく、疑問点を整理してお話をされるとは限りませんので、そのような中で的確にお答えする難しさを感じながらも、先輩の先生方にも助けられながら良い経験させていただきました。

相談の中で耳にしたのは「聞きたいことがあるけど社会保険事務所はいつも混んでいて……」など、気になる点がありながらも相談することができないという声です。今回の場で相談者の不安解消のお手伝いできたのであれば嬉しい限りです。また何人もの相談者から同じ様な言葉が聞かれ、疑問を抱えたままの方がまだ多くいらっしゃる事がうかがえます。

平成二十二年一月から発足する日本年金機構の委託による街角の年金相談センターが始まります。より身近な存在としての社会保険労務士の役割について、改めて考える機会となった一日でした。

地区懇談会が開催されました

参加人数は以下のとおりです

中央区	八月二十八日	十八人
上尾市 伊奈町	十月二十日	十八人
見沼区	十月二十日	十八人
西区	十一月四日	十八人
鴻巣市・北本市・桶川市	十一月四日	十四人
大宮市・北区	十一月二十七日	十七人



新入会員紹介

坂入 正志
桶川市西2-8-16

○21年12月1日

【開業】

山下 誠一
山下社会保険労務士事務所
さいたま市北区今羽町25-2

【勤務等】

田嶋 雅弘
株式会社 ナカヤマ
上尾市泉台3-4-4

○21年6月1日

【勤務等】

高橋 久子
さいたま市北区奈良町32-2奈良町ハイツ104
大塚 紀夫
さいたま市北区土呂町1-5-12メゾン土呂4FC

○21年8月15日

【開業】

近藤 克彦
近藤克彦社会保険労務士事務所
さいたま市中央区上落合2-5-26-301

○21年9月1日

【開業】

萩原 史彦
萩原史彦社会保険労務士事務所
さいたま市北区植竹町1-719-3
山崎 雅美
ヒラル
鴻巣市赤見台2-1-4-406
原口 浩二
社会保険労務士事務所アイサポート21
桶川市鴨川1-19-38
後藤 正行
後藤正行社会保険労務士事務所
さいたま市北区益教町315-1

【勤務】

武藤 治夫
さいたま市中央区上峰2-7-1
武藤 明
さいたま市大宮区堀の内町2-235-5
小見野正夫
さいたま市見沼区大宮7-5-11
清水 祥友
上尾市小泉151-9

○21年9月15日

【勤務等】

遠藤 君江
埼玉労働局
さいたま市中央区新都心11-257ドアクロス14F
伊藤 陽平
北足立郡伊奈町栄2-27-4

○21年10月1日

【開業】

菊地 治
労務管理ソリューションアドバイス
さいたま市見沼区南中野395-1-D-401
荒井 利康
荒井社会保険労務士事務所
さいたま市大宮区堀の内3-359-44

【勤務等】

中島 光子
埼玉労働局
さいたま市中央区新都心11-257ドアクロス14F
針生 奈穂
桶川市若宮2-36-13オーチャードヴィレッジ105
青木 瑞恵
埼玉労働局
さいたま市中央区新都心11-257ドアクロス14F

行事予定

- 2月 6日(土)自主研究発表会(県会)
13日(土)支部対抗ボリング大会(県会)
17日(水)大宮支部例会
20日(土)勤務等社会保険労務士研修会(県会)
- 3月 12日(金)労務管理研修会(関東甲)
17日(水)大宮支部例会
19日(金)年金制度研修会(県会)
27日(土)ハイキング(県会)
- 6月 4日(金)通常総会・政治連盟定期大会(県会)

大宮支部「らくらく連絡網」 情報提供サービスのお知らせ

現在当支部では、各種連絡通知文(計報等)、ホームページの更新状況等をあらかじめ登録して頂いたアドレス(携帯OK)に連絡する「らくらく連絡網」を導入しております。希望の方は下記事項を入力して頂き、広報部までお申し込み下さい。

- 1 氏名(フリガナ)
- 2 性別
- 3 住所
- 4 登録先アドレス
- 5 開業・勤務の別

申込先 広報部

Eメール:info@sr-omiya.net

☆「らくらく連絡網」とは

登録者に無料でメールにて一斉連絡出来るシステム(携帯時のみ迷惑メール着信拒否設定操作必要、メール受信のチケット代負担、広告挿入有)です。

同好会紹介

ボウリング同好会

当会は、年2回支部内の大会を開催。
また県の支部対抗大会に参加。それに向けて2ヶ月に1回練習しています。ボウリングはとても手軽な運動ですが、良い汗をかけます。どうぞお気軽にご参加ください。

【連絡先】服部 悟
FAX: 048-774-5872
E-mail: satoru15@violin.ocn.ne.jp



ゴルフ同好会

「のんびりと1日を過ごす」…
一言で言うと「楽」らしく「たのしみ」のがゴルフ同好会のスタイルです。経験やスコアは問いません。年に2回(6月と11月)行っています。定例会等で開催日をご案内しますので、「楽」したいと思った方はご連絡下さい。



【連絡先】鈴木 正剛
FAX: 048-853-6667
E-mail: sho-sr@jcom.home.ne.jp



ソフトボール同好会

当同好会は、「ソフトボール」と「仲間」と「お酒」をこよなく愛する者たちの集まりです。
楽しみない方は、是非ご参集ください。



【連絡先】長谷川 祐司
FAX 048-653-3097
E-mail: sr-hasegawa.office@grace.ocn.ne.jp

《BRAND-NEW》

旅行ハイキング倶楽部

発起人 服部 悟

今年度厚生部の新しい事業として発足しました。ゴルフはやりない、ソフトボールやボウリングも好きではない、という方にも厚生事業に参加していただきたいと思ひます。1回目は、2月11日に東京下町散歩を行うことになりました。(申し込みはすでに締め切っています。) 来年度も1・2回行いたいと思ひます。

新着情報満載

大宮支部HPをご利用下さい。

ホームページ

<http://www.sr-omiya.net>

本23号に関する感想、意見、よかったと思われる記事等を支部宛にメールでお寄せください。次号の参考にいたします。

大宮支部

E-mail: info@sr-omiya.net

編集後記

今回、初めて「シャロームおみや」の編集作業を担当しました。早くから準備をしていたつもりですが、最後は、期限に迫られ、慌てだした校正作業などを、しなければなりません。次号以降の反省点です。紙面を御覧になって「なんじゃこりや」といったところがあったとしても、温かい目で見、許していただけたら幸いです。最後になりますが、原稿の執筆、写真の提供等、様々な御協力を頂いた方々に、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

虚無僧

ひと言

本年一月一日より日本年金機構が、国民の年金に対する信頼回復のための民間組織として発足した。その目的として『日本年金機構(私たち)の使命は、お客様である国民の皆様に、正しく確実に年金をお支払いすることです。』『お客様の立場に立ち、誠意をもって対応します』等掲げている。目標としては至極尤もなものであるが、特徴としてはその対象を従来のような「被保険者」「受給者」「事業主」と言う事ではなく、国民一人ひとりを「お客様」とし、「サビビス機関」たり得る組織を目指していることである。ところで私たちが社労士もサビビス業であり、「事業主」「従業員」の方々は「お客様」である。お客様に対してより良いサビビスを提供することは、年金に拘わる社労士にとっても最も大切なことである。もう一度「お客様」としてより良い「サビビス」とは何かを考える良い機会であろう。

sumio